# 【台湾】セクシュアルハラスメント防止法の改正

海外立法情報課　湯野　基生

**＊2023 年 7 月、台湾での#MeToo 運動を受け、セクシュアルハラスメント防止法に対し、権力を利用したセクシュアルハラスメントに係る規定等を設け、処罰を強化する改正がなされた。**

## 1　背景と経緯

ジェンダー関係立法を積極的に進める台湾において、2023 年 5 月、政権与党である民主進歩党の職員が、党内でのセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」）被害を SNS で告発した。これを契機に、政界、芸能界等における過去の性被害を告白する#MeToo 運動が活発化し[1]、立法院は、再発防止のため関係法律の改正を行うことを決めた。同年 7 月、行政院は、関係法の改正案と共に、セクハラ防止法[2]の改正案[3]を立法院に提出し、立法委員による各法律の改正案と併せて、立法院で審議が行われた。行政院等の改正案が院内各派による協議等を経て一つにまとめられ、2023 年 7 月 31 日に可決、セクハラ防止法の改正法は、同年 8 月 16 日に公布[4]、同日及び 2024 年 3 月 8 日に施行された。

## 2　法改正の概要

改正後のセクハラ防止法は、全 7 章 34 か条から成る。第 1 章：総則（第 1 条～第 6 条）、第 2 章：セクハラの防止及び責任（第 7 条～第 9 条）、第 3 章：被害者の保護（第 10 条～第 13 条）、第 4 章：告訴及び調査の手続（第 14 条～第 17 条）、第 5 章：調停の手続（第 18 条～第 24 条）、第 6 章：罰則（第 25 条～第 30 条）、第 7 章：附則（第 31 条～第 34 条）。以下、改正内容を中心に紹介する。

### （1）セクハラ及び権力セクハラ

本法にいうセクハラとは、性的侵害[5]以外の、他者の意思に反して行う性的又は性に関係する行為であって、①明示的、暗示的を問わず、差別的、侮蔑的な言動等により、他者の人格の尊厳を傷付け、他者に不快感等を起こさせ、又は他者の生活に不当な影響を及ぼすこと、②当該行為への服従又は拒否を、自己又は他者の権利利益の獲得又は喪失の条件とすることのいずれかに当たるものであると規定された（第 2 条）。

---

＊　本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 7 月 9 日である。台湾の法令の原文は、全国法規データベース（「全國法規資料庫」<https://law.moj.gov.tw/>）から閲覧した。

1 矢板明夫「吹き荒れる台湾版「＃MeToo」 相次ぎ疑惑、総統選挙に影響も」『産経新聞』2023.6.14.

2 中国語原文は「性騒擾防治法」。2005 年 1 月に制定され、2009 年 1 月に一部改正されている。

3 「政院通過「性騒擾防治法」、「性別工作平等法」及「性別平等教育法」修正草案 以有效、友善及可信賴原則建構完善性騒擾防治網絡」2023.7.13. 行政院 <https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/3ba0941a-6170-4193-a469-792675004050> セクハラ防止法と併せて、ジェンダー平等教育法（「性別平等教育法」）及びジェンダー業務平等法（「性別工作平等法」）の改正案も提出された。学校内でのセクハラ等には前者が、職場内でのセクハラ等には後者が適用され、後者はジェンダー平等業務法（「性別平等工作法」）に名称変更され、共にセクハラ防止法改正法と同日に公布、施行された（総統令華総一義字第 11200069321 号、総統令華総一義字第 11200069341 号）。

4 「修正性騒擾防治法」『總統府公報』第 7677 號, 2023.8.16, pp.27-39. <https://www.president.gov.tw/File/Doc/62defdb2-c4ba-41dc-ab73-a264f6a75c8d#Gazette>; 「性騒擾防治法」（総統令華総一義字第 11200069331 号）

5 刑法（「中華民國刑法」）第 221 条～第 229 条（性的自主侵害罪）等に規定される、当人の意思に反した形での性交・わいせつ行為等を行うことを指す。

加害者が、教育、訓練等のため自らの保護、指導等の下にある者に対し、権力や機会を利用して行うセクハラが、特に「権力セクハラ」[6]として区別された（第 2 条）。権力セクハラの加害者に負わせる損害賠償責任として、裁判所（法院）は、損害額の 1～3 倍の懲罰的賠償金の支払を命じることができる（第 12 条）。権力セクハラの場合、調停（後述（5）参照）の対象外とされ（第 18 条）、セクハラ目的の接吻、抱擁等の性的行為に対する処罰[7]は加重され（第 25 条）、過料の上限も、一般のセクハラより高い 60 万新台湾ドル[8]とされた（第 27 条）。

**（2）被害者保護の強化**

政府機関等がセクハラを発見した際の証拠保全、警察への通報等の協力、被害者の安全・プライバシー保護等の義務が追加された（第 7 条）。同条に違反し、被害者の権利利益を損なわせた者に対し、2 万～20 万新台湾ドルの過料に処すこととされた（第 28 条）。

被害者の特定が可能な情報の公開禁止義務が、出版報道関係者に限らず全ての者に拡大され、当該情報を業務上知り得る者に対する秘密保持、行政・司法機関の公開文書における被害者の生年月日等情報の公開禁止等が、新たに義務付けられた（第 10 条）。同条に違反した出版報道関係者に対する過料上限が引き上げられ、情報漏えいに対する罰則が定められた（第 26 条）。

被害者が告訴できる期限が、旧法では一律「事件後 1 年以内」であったのに対し、被害者が事件を把握してから 2 年以内（権力セクハラの場合は 3 年以内）とされた。被害者が未成年の場合は、成年に達してから 3 年以内と規定された（第 14 条）。告訴を受けて政府機関等が調査を行うとき、加害者等はこれに協力し、妨害等をしてはならず（第 17 条）、正当な理由なく協力を拒む加害者は、1 万～5 万新台湾ドルの過料に処される（第 30 条）等が追加された。

**（3）防止体制の整備**

中央の主管機関を衛生福利部（部は日本の省に相当）とし、その行うべき業務内容に、（関係機関による）被害者保護・援助に対する支援、セクハラ事件に係る各種データの集計及びデータベース[9]の構築等が追加された（第 5 条）。主管機関が業務遂行のため選任すべき専門家や民間団体の代表者については、女性の割合が半数以上を占めることが義務付けられた（同条）。

**（4）調停**

セクハラ当事者双方が地方政府に申し立てることができる調停（第 18 条）について、次の規定等が追加された。地方の主管機関（直轄市及び県（市）の政府）は、申立ての受理から 10 日以内に有識者を調停委員に選任し、その後 20 日以内に調停期日を定め、当事者に通知するものとする。調停委員は、法学の素養、ジェンダー平等の意識を持つ者でなければならない（第 19 条）。調停の当事者が正当な理由なく調停の期日に出席しなかった場合、調停不成立となり、地方の主管機関は、不成立証明書を発行しなければならない。被害者は、証明書受領後 10 日以内に、司法手続への移行を申し立てることができる（第 22 条）。調停が成立し、裁判所から承認された（和解）内容は、民事の確定判決と同等の効力を有する（第 23 条）。調停のプロセスは非公開とし、調停委員等は秘密を保持しなければならない（第 24 条）。

---

6 中国語原文は「權勢性騷擾」。

7 一般のセクハラの場合は、2 年以下の懲役、拘留又は 10 万新台湾ドル以下の罰金の併科（本改正により、罰金単独の処罰がなくなった。）であり、権力セクハラの場合は、その刑の 2 分の 1 が加重されるとされた。

8 1 新台湾ドルは約 4.82 円（令和 6 年 7 月分報告省令レート）。

9 2023 年、家庭内暴力事件のデータベースに関する規則が改正され、性的侵害事件のデータベースに関する規定が追加された（「家庭暴力及性侵害電子資料庫管理使用辦法」2023 年 8 月 16 日公布、同年 2 月 17 日施行）。セクハラを含む性犯罪加害者に係る判決、捜査、処遇等の情報を集めたもので、関係機関の職員がアクセスできる。